

熊谷市誕生20周年記念横断幕貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市誕生20周年記念横断幕（以下「横断幕」という）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(横断幕の貸出し)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、横断幕を貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、イベント開催日を含めた必要最小限の期間とする。

(貸出しの申請)

第3条 横断幕の借受けを希望する者は、貸出しを希望する日から起算して2週間前までに、横断幕貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急その他市長が特別の事由があると認める場合については、この期限を変更することができる。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、横断幕の貸出しを承認する。

- (1) 熊谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 横断幕の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) その他、市長が横断幕の貸出しについて不適当であると認めるとき。

2 前項の承認は、貸出しの1週間前までに横断幕貸出承認通知書（様式第2号）をもって行い、不承認は、横断幕貸出不承認通知書（様式第3号）をもって行う。

(使用料)

第5条 横断幕の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(留意事項)

第8条 借受者が横断幕の全部又は一部をき損、又は滅失したときは、速やかに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、借受人に故意又は重大な過失があると認めるときは、借受

人に損害に係る費用を負担させることができる。

(市の免責)

第9条 横断幕の貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、横断幕の貸出しに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。